

平成 27 年 第 2 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

平成 27 年 3 月 10 日 開会

平成 27 年 3 月 20 日 閉会

道 志 村 議 会

平成25年第4回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月10日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○一般質問	9
池谷高明君	9
山口力君	12
出羽和平君	14
杉本秀明君	17
山口博康君	20
長田達義君	23

第 2 号 (9月20日)

○議事日程	27
○出席議員	28
○欠席議員	28
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	28

○職務のため議場に出席した者の職氏名	28
○開議の宣告	29
○議事日程の報告	29
○報告第2号の報告	29
○日程の追加	30
○議会運営委員の辞任の件	30
○日程の追加	31
○議会運営委員の選任について	31
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第48号から議案第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	33
○認定第1号からの認定第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	36
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○閉会中の継続調査について	50
○村長挨拶	50
○閉議の宣告	51
○閉会の宣告	51
○署名議員	53

平成25年第4回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月2日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 平成25年9月10日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

不応招議員（なし）

平成 2 5 年 第 4 回 道 志 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定の件
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2 号 平成 2 4 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 4 7 号 道志村子ども・子育て会議条例
- 第 6 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度道志村一般会計補正予算 (第 2 回)
- 第 7 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)
- 第 8 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 9 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 1 0 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 1 1 認定第 1 号 平成 2 4 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 1 2 認定第 2 号 平成 2 4 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 1 3 認定第 3 号 平成 2 4 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 1 4 認定第 4 号 平成 2 4 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 1 5 認定第 5 号 平成 2 4 年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定について
- 第 1 6 認定第 6 号 平成 2 4 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 1 7 認定第 7 号 平成 2 4 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 1 8 認定第 8 号 平成 2 4 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 1 9 認定第 9 号 平成 2 4 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 2 0 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 第 2 1 発議第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見

書

第22 発議第 2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための
意見書

第23 発議第 3号 道州制導入に断固反対する意見書

出席議員（10名）

1番	出羽 和平 君	2番	水越 茂広 君
3番	山口 博康 君	4番	池谷 高明 君
5番	大田 博文 君	6番	長田 達義 君
7番	山口 力 君	8番	山口 勝也 君
9番	杉本 秀明 君	10番	佐藤 定三 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長田 富也 君	教育 長	佐藤 光男 君
総務課 長	大房 保夫 君	住民健康課 長	山口 亮 君
産業振興課 長	山口 幹夫 君	サステナブル 担当 課 長	諏訪本 栄 君
会計管理者	山口 晃司 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐藤 英樹 君

◎開会の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、ただいまから平成25年第4回道志村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（水越茂広君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（長田富也君） 平成25年第4回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに私にとりまして初めての議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらずご参集をいただきまして、感謝申し上げます。

このたびの任期満了に伴う村長選挙によりまして、村民の皆様方のご支持を賜りまして7月31日より道志村長に就任いたしました。この職責の重大さに身を引き締め、微力ではありますが村政発展のため努力を傾注し、誠心誠意努力する所存でございます。

また、過日実施しました道志村総合防災訓練におきましては、各関係機関のご協力をいただきまして有意義な防災訓練が実施されました。今年度の訓練は、自分を助けともに助かる、自助共助の訓練に重点を置き、消防の地域住民における自主的な訓練を村内の5カ所において実施いたし、さらに、今年度は民生委員さんと消防団員の連帯により、災害時要援護者名簿に登載されておる住民に対しまして避難経路等の確認を行いまして、災害時に実効性のある運用をするための訓練を実施いたしました。

また、今後におきましても、地域での災害における初動体制について取り組んでいきたいと考えているところでございます。関係者の皆様にはご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、国におきましては、環太平洋連携協定、一般的に言うTPPでございます。TPPによる関税撤廃の検討、消費税関係を6日間に及んだ集中点検会合が終了し、9月2日にはその審議内容が報告され、来年4月に消費税増税を予定どおり実施するかどうか賛否両論の中で、景気への配慮と財政再建のはざままで難しい判断に迫られている時期だと思えます。

さらに、国においては、平成26年度予算の中期財政計画に沿って、前年度予算に続き民需

主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、めり張りの効いた予算にする。そのために、施策の優先順位を洗い直し、無駄を撤廃し排除しつつ予算の中身を大胆に重点化して、これにより平成26年度予算の換算要求に入っています。

本村においても、国・県の補助金を取り入れた事業を実施してまいりますので、国の動向には注視し、各種事業を進めていきたいところでございます。

この状況下におきまして、私も就任以来、山梨県知事さんを初めとする方々に挨拶回り、村職員からの平成25年度の事業内容進展状況の説明を受ける中で、1カ月余りを経過いたしました。ここで私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民各位の皆様のご理解とご協力を賜りたいと考えます。

私の基本政策の中から主の政策の3件について述べさせていただきます。

1、暮らしの安心・安全のための生活道路整備、2、地域、医療、福祉の充実のための福祉村構想の実現、3、将来の村を担う子どもたちのための安心・安全な子育て支援でございます。

1つ目の生活道路整備についてですが、国道413号の月夜野・野原間のバイパストンネル化につきまして、山梨県の整備計画によりますと平成31年度竣工となっております。早期完成を願うところであります。また、道幅も狭く、急カーブが続く危険箇所も随所に見受けられるので、拡幅直線化の促進化を考えております。県道都留・道志線の道坂トンネルは、国道の分岐から遠く、急カーブ、勾配もきつく、都留市との時間、距離が長くなっております。さらに、利用者は冬期期間の凍結による危険性と台風の豪雨による通行どめ等による不便を強いられております。主要な村道においても塗装の劣化による損傷等や未舗装、未改良の区間もあり、村民生活に支障を来している箇所もあります。

このような村民の生活、なくてはならない生活道路について、国道413号は地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための第1次緊急輸送道路となっているので、危険箇所の改良促進、また県道都留・道志線は、同趣旨の第2次緊急輸送道路となっていますので、本路線の国道への昇格、新トンネルの開削により、利用者の利便性と防災減を考慮した安全性の高い道路を促進していきたいと思っております。

2つ目の福祉村構想ですが、村の高齢化率も年々上昇の傾向にあり、平成26年には高齢化比率が約33%に達すると見込まれています。この高齢化する社会において、高齢者からの医療や福祉のサービス、議論は今後高まることは必然であります。村内で安心して生活していただくために、地域医療や介護福祉を充実させることを考えていますので、介護保険施設の誘致を

進めていきたいと思いをします。

3つ目の安心・安全な子育ての支援ですが、少子高齢化は道志村も例外でなく、さらに進行すれば村の活力低下にもつながりかねない切実な課題と考えられますので、子育て支援は経済的支援とあわせ、保育サービスや育児制度といった両立支援が必要と考えますので、医療、児童福祉について現状の支援の継続と、さらに子どもの健やかな成長のための環境整備について子育て世代のご意見を取り入れた支援も検討し、安心して子育てのできる支援策を充実させたいと考えております。

さて、今期定例会にご提案申し上げます案件につきましては、報告が1件、条例案が1件、補正予算案が5件です。平成24年度一般会計特別会計決算の認定が5件ございます。ご報告につきましては、平成24年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員さんの意見を付して報告いたします。条例につきましては、国の法律の規定により設置する道志村子ども・子育て会議条例の制定であります。ほかに予算案につきましては、一般会計、特別会計において6月補正予算後における国・県の補助事業及び単独事業の確立、確定、新規事業における予算編成といたします。平成24年度一般会計・特別会計決算の認定につきましては、全会期を合わせて歳入総額30億610万1,000円、歳出総額28億8,880万2,000円、差し引き1億1,729万9,000円となります。平成24年度決算書及び監査委員さんの意見を付して提出いたします。

以上の案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたしまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（水越茂広君） ありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（水越茂広君） これから、諸般の報告を行います。

監査委員から定期監査について、地方自治法第199条第9項の規定により、報告書が提出さ

れております。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年5月、6月及び7月分の例月出納検査についての報告書が提出されております。お手元にその写しを配付しておきました。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成24年度道志村教育委員会の自己点検・評価シートについての報告が提出されております。

お手元にその写しを配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水越茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第10番議員、佐藤定三君及び第1番議員、出羽和平君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（水越茂広君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長から協議の結果の報告をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 議会運営委員長。

〔議会運営委員長 長田達義君 登壇〕

○議会運営委員長（長田達義） 報告いたします。

会期の件につきましては、去る9月5日、議長から諮問がありました。議会運営委員会におきまして会議を開き、協議した結果、会期につきましては本日から20日までの11日間の日程とすることといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（水越茂広君） ご苦労さまです。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から20日までの11日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（水越茂広君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告制となっております。

通告は6議員から11件受理しております。順番に発言を許します。

◇ 池 谷 高 明 君

○議長（水越茂広君） 4番議員、池谷高明君の発言を許します。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 池谷高明君。

〔4番 池谷高明君 登壇〕

○4番（池谷高明君） 機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は2点ほど、村長にお尋ねを申し上げます。

観光振興計画について。

昨年6月の定例におきまして、観光振興計画について質問をいたしました。その際、回答にもあった振興計画や施策を今まで道志村として進めてきたことを理解しております。村長は観光振興について、今後どのように具体的に進めていくお考えがありますか。お聞かせください。

2点目に、特別養護老人ホームについてお尋ねをいたします。

今や、高齢化社会という中、福祉に着目されたことは大変素晴らしいことだと思います。そこでお伺いをいたします。村長が掲げられた特別養護老人ホームの設立により考えられるメリットは具体的にどのようなことがありますか。また、設立に伴うデメリットは発生するのでしょうか。お聞かせください。

以上です。

○議長（水越茂広君） 池谷高明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（長田富也君） 早速の質問でございます。観光振興についてのご質問でございます。今後の観光振興計画についてですが、道志村では昭和42年から観光立村を掲げ、民宿、学生村を初めとする民宿組合の設立、その後、旅館、民宿、キャンプ場、商店等を中心とした観光協会の設立が行われました。行政においても、水源の森、森のコテージ、道志の湯、道の駅どうし、みなもと体験館等観光施設の整備を行うとともに、観光協会、観光事業者と連携する中で、観光振興を行ってきたと思います。

また、平成16年度に横浜市と道志村の友好交流に関する協定書を締結し、多くの横浜市民を受け入れるとともに、小学生を対象とした体験学習の受け入れにより観光入れ込み人数は平成24年度101万2,000人となりました。今後は、観光客のニーズを把握する中で、県及び近隣市町村との観光振興事業の推進、観光施設活用方法、観光資源の新たな活用方法等の検討を行い、観光協会、観光事業所と連携し、観光を通じた交流人口の拡大を図っていききたいと思います。

また、道志村官民連帯観光マネジメントを戦略契約に基づき、観光への取り組みを行い、観光振興事業をなお一層進めてまいりたいと思っております。

2点目のご質問でございます。

特別養護老人ホームについてのご質問ですが、議員さんがご質問のように我が道志村も高齢化率が進み30%を超している状況と思われまます。全国平均より進行していると聞いております。村内には75歳以上の方々の336人以上おります。そういう中で、この他の市町村の福祉施設を利用している方々も数多くおられ、村内に福祉施設が必要だと、村民の皆さんの声も多数あると私も聞いております。

村に施設を考えますと、必ず国や県の許可が要ると思います。道志村で可能な施設は地域密着型特別養護老人ホームでございます。その施設は最高29床と法律で定められており、人口の少ない本村で対応するにはちょうどよい規模のものと考えております。

設立と経営は民間事業所にさせていただき、現在福祉関係に携わっている事業所の中から村が公募をし決定していきたいと、このように考えております。

メリット、デメリットでございますけれども、メリットにつきましては、村民の皆さんが施設があることで安心して老後を過ごせることと思ひ、つまりは福祉の充実と、また雇用の拡大による地域の活性化も同時に図れるものと考えております。

デメリットのほうは、今のところまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 池谷高明議員、再質問はございませんか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 池谷高明議員。

○4番（池谷高明君） 大変わかりやすいご答弁でありありがとうございました。

先ほどの観光振興ということで今お伺いしましたが、これらは横浜市との関係、学生、先生方の研修やまたキャンプも含めてですが、そんなことで多く見えています。これらは継続するというので理解してもよろしいでしょうか。そこをひとつお聞かせいただき、また先ほどの老人ホームに関するのですが、それに関連することです。村長が初の登庁をされたときに、新聞等で200から300規模の社会福祉施設をつくると、こういったことが新聞に載っていました。大変大きなお考えと、そしてまた大きな施設になると想像することができました。そこで、これらは任期中にできるというので理解してもよろしいでしょうか。また、施設をつくるに当たりまして、予算や財源、誘致場所というものがめどがついているのかというところ、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（水越茂広君） 池谷高明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（長田富也君） 観光振興についてで、子供の受け入れとかそれは多分これからも継続させていただくと思います。

施設のほうの話ですけれども、今、きょうの質問の中では特別養護老人ホーム、その関係のお話と聞いておりました。でも、たしかに私がまた後の質問でそういう話が出てきますけれども、私の福祉村構想とそういう構想を掲げております。その中で、いろんな面で道志村の中で活性化対策、いろんな面で福祉を産業としていくようなことを考えればいいじゃないかなと、こういう構想を持っております。それは、これからやっぱり順次努力して、また皆さんの協力をいただく中で進めていく、そういう所存でございます。お願いします。

○議長（水越茂広君） 池谷高明議員、再々質問はありませんか。

○4番（池谷高明君） ございません。どうもありがとうございました。

○議長（水越茂広君） 池谷高明君、以上でよろしいですか。

○4番（池谷高明君） はい。

○議長（水越茂広君） これで、池谷高明君の一般質問は終了いたします。

◇山 口 力 君

○議長（水越茂広君） 次に、7番議員、山口力君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 7番議員、山口力君。

〔7番 山口 力君 登壇〕

○7番（山口 力君） 私のほうからは、防災トンネルの建設について村長に伺います。

さきの村長選での3つの約束のうち、防災トンネルの建設について伺います。

普通のトンネルではなかなか予算づきができないと聞いていましたが、防災トンネルとしてつくるという着眼点には本当に敬服しました。道志から都留へのアクセス向上は本当に素晴らしいことだと思います。防災トンネルができて都留まで15分ほどで行けるようになったら、通勤、通学はもちろん、ことし特別対策委員会からつくって取り組んでいる人口増加にも期待が持てることと思います。カツダンを防ぐためには、インフラの整備は本当に欠かせない重要なファクターの一つだと思います。現在道志村では、（仮称）大渡・野原・月夜野トンネルの基本設計が終わり、平成31年にはその完成が見込まれています。そこに、今回の防災トンネルが4年間ほどで完成したら、本当に素晴らしい村になっていくことと思います。インフラ等の整備をして住んでみたい村をまずつくって、次に、住んでよかったと実感されるような村づくりへの第一歩となるのではないかと思います。

そこで、防災トンネルの建設の実現に向けての構想についてお聞かせください。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（長田富也君） 山口議員さんの質問のとおり、さきの村長選では村民の皆さんに暮らしの安心・安全のために道志、都留の間の防災トンネルの建設を実現したいと訴えました。私の政治姿勢は、村の皆さんが豊かな生活を続けるため将来に向けて村が何を今必要とするかを前向きに捉え、その実現に向けて努力する、そういう考え方でございます。道志・都留線の道路を新たにバイパス的な考え方で建設できたら、実現できたら村がいろいろな面で変わり元気になると確信しております。このことをどうしても実現したいと考えるとき、国・県への対応をどうするかということが問題かと思えます。国は今、政権もかわり、政策の中で国土強靱化を推進して、その予算がトンネルの建設に認めていただけるように政治的に努力したいと考え

ております。

日本の国土もかつては考えられないような災害が次々と起こっております。この対策が大変だと思います。また、世界文化遺産となった富士山周辺地域も噴火に備える考え方であると聞いております。災害が発生すれば、けが人や病人も多発します。この方々を短い時間で医療機関に輸送する、また陸の孤島化を防ぐために、防災トンネルは必要なものと考えます。

私の私見ですが、これがトンネルの実現のための構想になります。よろしく願います。

○議長（水越茂広君） 山口力議員、再質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 防災トンネルができると本当に雪はき等も少なくなるし、本当に便利になると思うんですけども、その構想ルートとして、大体道志のどの辺から都留のどの辺に何キロくらいのトンネルの建設を構想したのか、そこをお聞かせください。

○議長（水越茂広君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（長田富也君） どこへという場所は、まだ県のほうの専門家というんですか、技術屋さんが定めるとは思いますけれども、お願いすれば定めるとは思うんですが、聞いている範囲の中ではできれば3,000メートル以内と、そうすることが費用がかからないトンネルができる、それを超すとなかなか費用もかかるし予算もとりにづらくなるんじゃないかなと、こういう考え方をしております。

また、そういうわけですから、場所とかということは、その3,000メートル以内の中での場所になりますから随時そういうことは進めていく中でお知らせできると、このように考えております。

以上です。

○議長（水越茂広君） 再々質問はございませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口力君。

○7番（山口 力君） 今、聞くところによると、3,000メートル以内のトンネルということですから、あとは工事金額でいくとどのくらいになるのかということと、そして防災トンネルとになるとほとんど国の負担でできるのかというその辺と、近いうちにトンネルを掘ること

になると早いところ計画をしたほうがいいと思うんですけども、その辺をちょっとお願いします。

○議長（水越茂広君） はい、村長。

○村長（長田富也君） 仮に、小菅村に新しくできた松姫トンネル、その予算が話に聞くとトンネルが約3,000メートルで完成すると65億という話を聞いております。予算的にはそれに近い予算になるのではないかと、これはあくまで私が想定している考え方ですけども。そういうわけで、なかなか位置的にどういう方法で県に逆に上げていくかと、それはこれからまた相談させていただきますけれども、当然すごい村にとって必要なことですから、村の中でどういう進め方をするかはまた考えますけれども、一般的にはプロジェクトを組むとか、推進室をつくるとか、そういうことも必要かなと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（水越茂広君） これで、山口力君の一般質問は終了いたします。

◇ 出 羽 和 平 君

○議長（水越茂広君） 次に、1番議員、出羽和平議員の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 1番議員、出羽和平君。

〔1番 出羽和平君 登壇〕

○1番（出羽和平君） 9月1日、本村においても東海地震を想定して総合防災訓練が実施されました。訓練をする中で気がついたことを含めて3点質問いたします。

まず最初に、地震や豪雨などの災害を想定して道志村が指定した避難所は何カ所ありますか。その中で、土砂災害の警戒区域内に位置しているか耐震化されていない施設は何カ所あるのか、施設名を教えてください。

また、災害時に避難して安全を確保したつもりが土砂災害や余震等による2次災害被害を受ける危険性のある箇所について、今後どうするのか見解を伺います。

次に、地震が道路などで災害が発生し幹線道路が寸断されたとき、被害者の救出や医薬品、食料品などの救援物資の搬送に道路が使えない場合、空からの救援が必要だと思います。また、ふだんから交通事故等の負傷者の搬送にドクターヘリを要請しています。しかし、本村では専用ヘリポートが大室指に1カ所しかありません。村民グラウンドを使うには、水まきなどで時間がかかります。本村の地形の特徴から最低でももう1カ所、神地から長又までの間にヘリポ

ートの設置が必要と考えるが、村長の見解を伺いたい。

最後に、防災倉庫に備蓄されている非常食について伺います。

防災訓練時に倉庫に保管されている食料品について確認したら、賞味期限が切れているものがありました。地区の消防団員に確認したところ、このことは村当局に打ち明けてあるとのことでした。購入には当然予算措置しなければならず、ある程度の期間は必要ですが、余りにもその期間を超えてしまうのは管理に問題があると思います。せめて防災訓練で確認しすぐにフォローするとか次回交換するのはいつなのか、また担当者がかわってもわかるようにする、いわゆる見える化の管理が必要と考えるが、具体的にどうするのか伺います。

以上です。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、初めに災害時の避難所の確保についてお答えいたします。

道志村地域防災計画において避難所として指定していますのは14施設となります。土砂災害の警戒区域については、土砂災害防止法に基づき県が実施した砂防基礎調査結果をもとに、知事が土砂災害警戒区域を指定しています。土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれのある警戒区域と土砂災害により住民の生命・財産に著しい被害が生じるおそれがある特別警戒区域とに分けられています。本村の指定している避難所として土砂災害の警戒区域内にあるのは道志小学校校舎、道志小学校体育館、保育所、やまゆりセンター、唐沢体育館、道の駅、善之木コミュニティセンターの7カ所となっています。耐震性につきましては、建築基準法の規定に基づき昭和56年の耐震基準改正以前に建設されている月夜野公民館は基準を満たしていないものと思われま。道志小学校校舎につきましては、耐震診断により揺れの方向性によっては倒壊、崩壊のおそれがあるという結果が出ています。

また、昭和56年以降に建設された施設につきましても、建築後30年近く経過している道志小学校についても、耐震診断の結果は道志中学校と同様です。道志村中央公民館、唐沢体育館、善之木体育館の3施設については、今年度耐震診断を行うこととなっています。

現在の避難所の状況は以上のおりでありまして、議員ご指摘のとおり、土砂災害や余震等による2次災害における危険性も考えられますので、土砂災害防止に対しましては、避難所周りの砂防治山工事による安全性の確保について山梨県に働きかけていきたいと考えます。

また、耐震化につきましては、小中学校校舎につきましては耐震診断の結果によりまして検討委員会により対応策を協議していただいているところです。中央公民館、唐沢、善之木両体育館の3施設については、今年度耐震診断を実施し、その結果に応じて改修などの措置を検討する必要があります。しかし、地形的な改良、建物本体の改修等は短期間では解決できない問題でありますので、民間の施設を利用させていただく災害時応援協定等の締結も考えています。この応援協定は避難所に限らず、食料、燃料等の各方面の協定も必要と考えられますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 出羽和平君、再質問はございませんか。

失礼しました。まだ答弁が…。

村長。

○村長（長田富也君） はいヘリポートの設置についてのことでお答えいたします。

議員さんのご質問のとおり、四方を山で囲まれ、他市町村へ移動の際には峠越えを余儀なくされる本村の地形的特徴から、地震や台風による豪雨による災害が発生し、幹線道路の寸断等が発生すれば陸の孤島になることが考えられます。この地上交通が途絶えた場合は、人的移動、物流面においてヘリコプターによる輸送方法に頼るしかありません。このような大規模災害に使用するヘリコプターの臨時離着場は村内に4カ所あり、自衛隊の大型ヘリコプターの離着陸にも広さ的には支障なく使用できます。しかし、村内における交通事故等の負傷者や急病患者の搬送にドクターヘリの要請がされています。このドクターヘリの利用状況は、昨年4月から本年8月までの間、ドクターヘリを19件要請し、そのうち18件は大室指ヘリポートを利用し、残り1件はやまゆり駐車場に緊急着陸の対応をいたしました。大室指のヘリポート以外の4カ所の臨時離着陸場は、使用する際には散水等を行う必要があります。この着陸時に散水等の必要がなく利用できる専用ヘリポートについて、管理委細への必要は村として喫緊の課題として捉えているところです。昨年度において山林地区へ整備を提案し、管理地区選出議員の皆さんの協力を得ながら地区説明を開催しましたが、一部の住民の理解が得られず整備することができませんでした。現在、別の場所での整備に向け候補地の選定を行っているところですが、本村の地形からいって候補地が極めて限られ、なかなか出口が見つからないのが現状となっております。今後におきましても、議員の皆さんのご指導、ご協力により、このことを解決させていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、3点目の防災倉庫の非常食の管理についてお答えいたします。

現在、村内に防災倉庫が月夜野消防団詰所、みなもと体験館、道志小学校、役場倉庫、道志中学校、やまゆりセンター、道の駅、善之木コミュニティーセンターの8カ所に発電機などの資機材等のほかに非常食が保管されています。非常食の管理につきましては、備蓄倉庫を取りまとめた一覧表を作成し台帳管理しておりますが、8カ所にある備蓄倉庫の設置年度が異なるため、非常食の賞味期限が倉庫ごとにまちまちになりましたので、平成24年度に全ての倉庫について、全ての非常食を入れかえました。平成29年9月までの賞味期限に統一いたしました。その際、賞味期限内のものについては廃棄せずに、そのまま備蓄しておいたため、今回のようなことが起きてしまい、ご心配、ご迷惑をおかけいたしました。現状におきましても、地区ごとに必要とされる数量は倉庫内に保管されています。賞味期限が切れた食料につきましては廃棄するとともに、他の備蓄倉庫においても確認作業を行いました。

今後につきましては、備蓄倉庫内の非常食の交換時期を統一したことにより管理が容易となりましたが、よりわかりやすい台帳に整理するとともに、都留市消防署道志出張所、道志村消防団等の関係者との連携を密にし、備蓄品の保管、管理を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（水越茂広君） それでは、改めて求めます。

出羽和平議員、再質問はございませんか。

○1番（出羽和平君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、出羽和平君の一般質問が終了いたします。

◇ 杉 本 秀 明 君

○議長（水越茂広君） 次に、9番議員、杉本秀明君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 9番議員、杉本秀明君。

〔9番 杉本秀明君 登壇〕

○9番（杉本秀明君） 2点ほど質問させていただきます。

今後の村政運営は。

さきの村長選にてご当選おめでとうございました、村長。今、道志村は少子高齢化や雇用問題、若者定住問題などたくさん抱えていると思います。その中で、今後どのような村政運営を考えておられるのかお聞きします。

2点目に、国民文化祭の内容は。

本年度、第28回国民文化祭が当県で開かれているわけですが、私も数カ所の地域に行かせていただきました。各地域ともご当地自慢の文化の披露に努め、地域自慢の食材やグッズなどを駆使してPRに頑張っていると感じました。本村もこれから文化祭が行われるわけですが、どのような内容で行うのかお聞きいたします。

以上、2点です。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） はい、村長。

○村長（長田富也君） 杉本議員さんのご質問、道志村にとりまして本当に重要な政策課題があると思います。私にとりましても、この課題にしっかりと取り組みたいと考えます。少子化の対策を考えれば若者の定住問題と突き当たり、また、定住促進を考えれば雇用問題を考えなければならないと思います。誰が考えても道志村に必要なものは村内に良質な仕事をする場所と、私はそういうふうに考えます。私の政策の柱の中に、道志村を福祉村にしたい構想があります。高齢化が進み人口が多い都市部では施設が追いつかない状況があると思います。待機している方々がたくさんふえていると聞いております。国土交通省、厚生労働省など法の改正をし、保険も住所地特例などと地方に移住しても地方の負担がふえない制度を実施しております。福祉村構想では、村内にサービスつき高齢者住宅などを誘致して、福祉関連事業を村の産業として捉え雇用の場を創出し、定住人口をふやすことが目的でございます。

また、さきの質問で防災関連の実現に向けて考えをお話ししましたが、両施策が実現すれば、村の経済も教育関係も全てのことが好転し、定住人口が増加するものと確信しております。

今後ともご指導よろしく申し上げます。

○議長（水越茂広君） 教育長。

○教育長（佐藤光男君） 引き続き、国民文化祭の件につきましてご答弁させていただきます。

杉本議員の道志村における「富士の国やまなし国民文化祭」についてでございます。

昨年12月の定例会におきまして、出羽議員からの質問の答弁と重なるところがあると思

ますけれども、ご了承願いたいと思います。

道志村では期日を11月2日の土曜日から11月10日の日曜日までの9日間で「ふるさと生活文化フェスティバル」と題しまして開催いたします。教育委員会と役場、それに観光協会、商工会等の協力をいただく中で、昨年3月、国民文化祭道志村実行委員会を立ち上げ、村民がこぞって盛り上げ、また参加するイベントになるよう準備してまいりました。内容につきましては、従来のやまゆりセンター祭りの開催期間中に水源の郷やまゆりセンターそれとみなもと体験館、道の駅どうし、それぞれの各会場ごとに連携をとりながら実施することになっております。水源の郷やまゆりセンターにおきましては2日から10日までの間、芸術文化の発表を行い、工芸品、木工細工、手芸品、写真、書道、絵画などの作品の展示を行い、特に3日には芸能発表の日として郷土芸能や太鼓の発表を行うほか、参加者による郷土芸能の体験教室も計画しております。また、東富士七里太鼓主体による水源の森音楽祭もこの期間中に開催していただく方向でお願いをしております。

みなもと体験館におきましては、生活文化ということで昔から道志村で行われてきた生活の知恵等の体験を行うということで、通常の体験メニューのほかに2日、3日、9日、10日に特別メニューとして布草履、都留細工、花スミヤキ等の制作を体験していただくことになっております。

また、道の駅どうしにおきましては食文化ということで、2日、3日に昨年行われましたルート413フェスティバルも本年度も開催していただき、道志村で昔から食べられていたものや道志村収穫された食材を使った新しい名物料理を発掘し、来場者に試食していただきながら投票によってグランプリを決定するというイベントを行うことになっております。

また、それぞれの会場ごとに景品を用意し、参加してもらおうと先着にて景品の用意もしております。

大まかですが、これらの大筋に今後各部署において打ち合わせを行い、ふるさと生活文化フェスティバルによる芸術文化、生活文化、食文化を村内外の参加される皆さんにアピールしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員、再質問はございませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員。

○9番（杉本秀明君） ありがとうございます。

差し引き9日間の日程で組んでいるところはなかなかないんですけども、道志村は9日間ということで長い期間で文化祭が行われるわけですけども、ぜひ、村民のファンを多くできるような形でやってもらうような形を望んでいるんですけども、その辺はいかがですか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 教育長。

○教育長（佐藤光男君） 通常のやまゆりセンター祭りの中で、いろんな展示とかふだん行われている技術とか、そういうものもやまゆりセンター祭りの中で発表していただく、また展示をしていただく、そういったものを今からですけども、村民の方々に募集をして、例えば普段行っている写真でいいものがあつたと参加してもらうとか、書道でちょっと書いてみんなに見てもらおうという方がおりましたら展示してもらう。また、小学校、中学校のほうにも絵画でありますとか書道等を依頼をしているというところで、できるだけ村民の方大勢に参加をしていただきながら、足を運んでもらうというふうなこと考えております。

また、休みの日がかかなり続きますけれども、平日におきましては夜8時、9時くらいまでは展示しているやまゆりセンターを開放して、皆さんに見に来ていただくような方法も考えております。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（水越茂広君） 再々質問はございませんか。

○9番（杉本秀明君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（水越茂広君） これで杉本秀明君の一般質問は終了いたします。

◇ 山 口 博 康 君

○議長（水越茂広君） 次に、3番議員、山口博康君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 3番議員、山口博康君。

〔3番 山口博康君 登壇〕

○3番（山口博康君） 私は、富士山の世界文化遺産指定後の影響についてお尋ねいたします。

6月に世界文化遺産指定後、観光客の入り込み数について質問いたします。最近の交通状況は土、日集中型より分散型になっていると感じているところです。7、8月の2カ月間は、夏休みの影響もあるかもしれませんがウイークデーの交通量がかなり多いと感じております。これは、夏休みの影響だけでなく文化遺産指定の影響が多分にあると思われるのですが、交通

量の比較はできるのでしょうか。また、未調査の場合は今後の調査予定についてお知らせください。道の駅の利用客についても、連日かなりにぎわっていると感じますが、入り込み客数及び売上金額を二、三年前と比較してどのようになっているのか、道志の湯と合わせて調査の上お知らせください。その結果により、村内の入り込み客数についても推定できると思われませんが、いかがでしょうか。

また、村の活性化のバロメーターは観光客の数で図れるものと考えておりますので、観光客誘致について今後どのように対処していくのか合わせてお考えをお知らせください。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（水越茂広君） 山口博康議員の質問に対して、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 山口議員の富士山の世界文化遺産指定後の影響についてということでお答えをいたします。

1点目の交通量の比較につきまして、交通量調査は毎年度ゴールデンウィーク月の5月、お盆月の8月、紅葉月の11月の年3回を実施しております。本年度は5月3日と4日に調査を実施しております。3日につきましては8,375台、4日につきましては8,858台であり、それぞれ前年比112%及び119%でありました。8月は例年ほとんど土、日を対象に調査してきましたが、本年度はウイークデーの13日火曜日、14日水曜日、15日木曜日において調査を実施しております。その結果、例年の土日調査に比べ10%程度減少が見られております。ウイークデーの調査データがありませんで比較はできないと考えております。今後は土、日を含めたウイークデーの調査を実施し、比較検討できるデータづくりをしていきたいと思っております。

なお、11月も調査を実施していくと考えております。

続きまして、2点目の道の駅どうし、道志の湯両施設の入り込み客数及び売上金額の2、3年前との比較につきましては、各施設ごとにお答えをしたいと思います。

道の駅どうしにつきましては、平成22年6月より株式会社どうしの指定管理運営となり、利用者数71万8,000人、売上金額3億903万1,000円でありました。平成23年度の利用者数は71万5,000人、売上金額は3億1,400万円であり、売上金額について若干の伸びが見られました。平成24年度の利用者数は73万8,000人、売上金額が3億2,920万1,000円、売上金額について過去最高の数字となっております。本年度は4月から7月までの実績について前年に対し各103%から109%と好調な伸び率となっております。2012年8月から9月にユネスコ諮問機関、イコモス

よる現地調査から富士山の世界遺産登録の機運が高まった、そんな影響も否定はできないと思います。

次に、道志の湯でございますが、村直営により平成22年度は利用者数3万8,000人、売上金額3,544万円でありました。平成23年度は11月から翌年3月までリニューアルのため休館していましたことから、利用者数2万5,000人、売上金額2,502万5,000円でありました。平成24年度より株式会社どうしの指定管理営業となり、利用者数5万8,000人、売上金額6,377万9,000円となり、リニューアルオープン直後のため大幅な増額となっております。本年度につきましては、4月から7月までの実績は対前年比69%から100%とちょっと低迷しております。

また、村内入り込み客につきましては、平成24年度の実績として村内入り込み客総数101万2,000人であり、本年度の村内入り込み客総数については106万2,000人を見込んでおります。

なお、今後の対処につきましては、東京、横浜方面等でさらなる周知活動と新たなイベント等の構築を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口博康議員、再質問はございませんか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口博康議員。

○3番（山口博康君） 私が質問を考えた後、9月8日の山日新聞に富士山のほうの状況が載っておりました。あるところでは二十二、三%の伸び、それから山中湖で記憶ですと5%くらいの伸びというふうなことが載っておりました。やはり富士山世界文化遺産指定後の影響があると思っておりますので、道志村についてもその入り込み客を十分活用して、村の活性化に役立てていただきたいと思っております。

また、観光客の誘致活動につきましては、なお一層の努力をして宣伝をしていただきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口博康議員の質問に対して村当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 議員のご指摘のとおり、機運も高まっておりますので、なお一層の努力と周知をしていきたいと思っておりますので、議員各位のご協力もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

- 議長（水越茂広君） 山口博康議員、再々質問はございませんか。
- 3番（山口博康君） ございません。よろしく申し上げます。
- 議長（水越茂広君） これで、山口博康君の一般質問は終了いたします。
-

◇ 長 田 達 義 君

- 議長（水越茂広君） 次に、6番議員、長田達義君の発言を許します。

6番議員、長田達義君。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（水越茂広君） はい。

〔6番 長田達義君 登壇〕

- 6番（長田達義君） 私は2点ほど伺いたいと思います。

まず、国道413号の改良についてでございます。先ほど来、村長より悪いところは直すというふうなお話もございましたが、私も昨年6月の定例会でもお尋ねをしたところでございますが、新村長になりましたので再度お尋ねをいたします。

国道413号の和出村地区にある岩瀬大久保地区への村道入口と国道の拡幅改良についてでございます。私が思うには、この箇所は道志村でも一番危険ではないかと思うところでございます。また、死亡事故はまだありませんが、人身事故や物損事故が非常に多いところでございます。去る7月27日も軽トラックとオートバイの事故が発生したのを私は見ました。また、キスミー前の右折ラインや池之原橋の一方通行の解消などをあわせて考えていただきたいと思っております。今後この計画を進めてもらえるのかももらえないのか、また、進めるとしたらどんな計画になっているのかをお尋ねいたします。

次に、指定管理の見直しについてでございます。

今回の村長選挙のチラシの中に、道の駅どうしを初めとする村内施設の指定管理の方法の見直しというようなことが書いてありましたが、どのように変えるのかをお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（水越茂広君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

- 議長（水越茂広君） 村長。

- 村長（長田富也君） 議員さんの質問で、国道413号の改良についてお答えいたします。

国道413号につきましては、多くの改良箇所があることを確認し、山梨県へ改良要請を行っ

てきた経緯があります。本年も9月6日に議長、建設厚生常任委員長さんとともども富士東部建設事務所吉田支所長を訪ね、要望書の提出をお願いしたところでございます。今回の要望書におきましても、議員さんのご指摘の箇所も入っておりますし山梨県も確認済みでございます。今後も本箇所を含めてお願いしていきたいと考えております。

また、池之原橋の件につきまして右折ラインの必要性は認識しておりますが、土地確保に十分な協議検討が必要であり中学校が避難所に位置づけられていることから、防災面からの池之原の構造、変更等も視野に入れながら、関係機関と検討していきたいと考えます。

指定管理の見直しについてでございますけれども、指定管理につきましては、道志村の公の指定管理者募集要項により募集し、条例等の基準にただし、総合的に審査をし、最も適当と認められる法人等を指定管理者の候補者として選定します。現在、指定管理につきましては、観光施設等福祉施設を含めて12の施設について管理運営をお願いしているところでございます。議員の質問に対してですが、見直しは今は考えておりません。

以上です。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員、再質問はございませんか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 同じ質問でございます。産業振興課長にひとつ今の国道の件について心意気だけでもお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 国道413号の改良につきまして、鋭意努力して県のほうへもお願いしていきたいと思っておりますので、議員各位のご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員、再々質問はございませんか。

○6番（長田達義君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、長田達義君の一般質問は終了いたします。

この際、議事の都合により、暫時休憩といたします。

（午前11時13分）

平成 2 5 年 第 4 回 道 志 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 9 月 2 0 日 (金曜日) 午後 2 時 1 5 分開会

- 第 1 報告第 2 号 平成 2 4 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 議案第 4 7 号 道志村子ども・子育て会議条例
- 第 3 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度道志村一般会計補正予算 (第 2 回)
- 第 4 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)
- 第 5 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 6 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 7 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 8 認定第 1 号 平成 2 4 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 9 認定第 2 号 平成 2 4 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 1 0 認定第 3 号 平成 2 4 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 1 1 認定第 4 号 平成 2 4 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 1 2 認定第 5 号 平成 2 4 年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定について
- 第 1 3 認定第 6 号 平成 2 4 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 1 4 認定第 7 号 平成 2 4 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 1 5 認定第 8 号 平成 2 4 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 1 6 認定第 9 号 平成 2 4 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 1 7 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 第 1 8 発議第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書
- 第 1 9 発議第 2 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

第20 発議第 3号 道州制導入に断固反対する意見書

第21 閉会中の継続調査について

追加日程第1 議会運営委員の辞任の件

追加日程第2 議会運営委員の選任について

出席議員（10名）

1番	出羽 和平 君	2番	水越 茂広 君
3番	山口 博康 君	4番	池谷 高明 君
5番	大田 博文 君	6番	長田 達義 君
7番	山口 力 君	8番	山口 勝也 君
9番	杉本 秀明 君	10番	佐藤 定三 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長田 富也 君	教育 長	佐藤 光男 君
総務課 長	大房 保夫 君	住民健康課 長	山口 亮 君
産業振興課 長	山口 幹夫 君	サステナブル 担当 課 長	諏訪本 栄 君
会計管理者	山口 晃司 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐藤 英樹 君

◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第4回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時15分)

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎報告第2号の報告

○議長（水越茂広君） 日程第1、報告第2号 平成24年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び法律第22条第2項の規定により、村長より報告がありました。

村当局より報告の内容説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、平成24年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成24年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけまして、本議会に報告するものであります。

それでは、平成24年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、平成24年度一般会計が黒字決算ですので算定されません。連結実質赤字比率については、平成24年度全会計黒字決算ですので同じく算定されません。

実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、平成24年度決算では5.3%となりまして早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率については、平成24年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っている

ため算定されておりません。

資金不足比率については、公営企業会計の決算になります簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において平成24年度黒字決算ですので算定されませんでした。

いずれの指標におきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を大きく下回る数値でありまして、意見書においても健全な運営とのご意見をいただきました。今後とも、さらなる財政健全化に向けて努めていきたいと考えています。

報告は以上でございます。

○議長（水越茂広君） これで報告を終わります。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

(午後2時18分)

○議長（水越茂広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時20分)

◎日程の追加

○議長（水越茂広君） お諮りします。

休憩中、議会運営委員、出羽和平君から議会運営委員の辞職願が提出されています。

議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の辞任の件

○議長（水越茂広君） 追加日程第1、議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

出羽和平君の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、出羽和平君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

出羽和平君の入場を求めます。

〔出羽和平君入場〕

◎日程の追加

○議長（水越茂広君） お諮りします。

議会運営委員が1名欠けております。

議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の選任について

○議長（水越茂広君） 追加日程第2、議会運営委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、10番議員、佐藤定三君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第2、議案第47号 道志村子ども・子育て会議条例の制定について議題といたします。

道志村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第47号 道志村子ども・子育て会議条例についてご説明

いたします。

昨年、国において子ども・子育て関連3法が可決成立し、平成24年8月22日に公布されました。これに基づく子ども・子育て支援新制度として、子ども・子育て支援法が平成27年10月から施行されます。この制度は社会保障と税の一体改革大綱の中で、子供を産み、育てやすい社会を目指して創設されており、その目的は次の3つであります。1つ、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供。2つ、保育の量的拡大、確保。3つ、地域の子ども・子育て支援の充実であります。この国の制度改革を受けて、道志村でも子育て対策を推進していくため、地域における子育て支援に関するさまざまな住民ニーズを把握し対応していくため、この道志村子ども・子育て会議条例を制定するものであります。この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援の審議会その他の合議制の機関として設置するものであります。特に道志村においては、3つ目の目的の中で地域の子ども・子育て支援の充実を図ることが地域性から見ても重要と考えております。具体的には、放課後学童保育の充実、一時預かり、延長保育、地域子育て拠点事業、妊婦健診などの事業の充実だと考えております。

条例の制定内容につきましては、第1条の設置から第10条の委任となっております。第1条につきましては、設置として、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき道志村子ども・子育て会議を置くことを定めております。第2条は所掌事務として、子育て会議は法第77条第1項(2)掲げる事務を処理することを定めております。第3条は組織として、子育て会議は委員10人以内で組織する。ただし、村長が必要と認めるときは特別の事項を調査審議するため、子育て会議に臨時の委員を置くことができると定めております。また、第2項において委員及び臨時の委員は村長が委嘱することなどを定めております。第4条は任期として、委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることなどを定めております。第5条は会長及び副会長について、子育て会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選するなどを定めております。第6条は会議として、子育て会議の会議は村長が招集しその議長となることなどを定めております。第7条は意見の聴取等について、会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明もしくは意見を聞き、または資料の提出を求めることができると定めております。第8条は機密の保持として、子育て会議の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とすると定めております。第9条は庶務として、子育て会議の庶務は住民健康課において処理すると定めております。第10条は委任として、この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は会長が子育て会議に諮って定めるものとしております。なお、附則に

において条例の施行期日と招集の特例を定めております。

以上が道志村子ども・子育て会議条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案どおり決しました。

◎議案第48号から議案第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 次に、日程第3、議案第48号から日程第7、議案第52号までの5案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、議案第48号 平成25年度道志村一般会計補正予算（第2回）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,309万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,726万1,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、1款村税は各税目の調定額の確定による485万4,000円、9款地方交付税の特別交付税800万円、13款国庫支出金の2,629万4,000円、14款県支出金344万7,000円、17

款繰入金は観光施設等特別会計基金からの721万3,000円、18款繰越金1,158万6,000円、20款村債は過疎対策事業債の増額2,150万円となります。

歳出につきましては、2款総務費のふるさとづくり事業費等の1,624万5,000円、6款農林水産業費は鳥獣害防止施設等の1,443万4,000円、7款商工費は観光施設修繕等の938万8,000円、第8款土木費は村道5路線の維持補修費等の771万4,000円、第9款消防費は林間広場に設置する防火水槽の1,555万円、10款教育費は小中学校耐震化に関する委託費等の1,781万8,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 引き続き、担当課長の説明を順次お願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第49号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億388万円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、国民健康保険料の本算定に伴う380万6,000円の減額、療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金366万6,000円の減額、財政調整基金からの繰入金732万9,000円となります。

歳出につきましては、保険給付費として出産育児一時金42万円、後期高齢者支援金13万8,000円の減額となります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 議案第50号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,886万8,000円とするもので

す。

補正予算の主な内容ですが、歳入につきましては他会計繰入金560万4,000円となります。

歳出につきましては、営業費において修繕費及び委託料など560万4,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書に記載のとおりであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第51号 平成25年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億316万5,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、繰越金407万5,000円となります。

歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金として385万8,000円、償還金として21万7,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 議案第52号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,125万円とするものです。

補正予算の主な内容ですが、歳入につきましては他会計繰入金88万6,000円となります。

歳出につきましては、営業費において人件費及び委託料として88万6,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書に記載のとおりであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 以上の5案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、5案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号から議案第52号までの5案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

5案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 平成25年度道志村一般会計補正予算（第2回）、議案第49号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）、議案第50号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第51号 平成25年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）、議案第52号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）、以上5案件は原案のとおり決しました。

◎認定第1号から認定第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第8、認定第1号から日程第16、認定第9号までの9案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長、順次説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、認定第1号 平成24年度道志村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は地方自治法第233条の規定に基づき、平成24年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計の決算につきましては、歳入総額21億9,168万4,985円、前年度決算比1.1%の減であります。歳出総額20億7,968万5,025円、前年度決算比0.6%の減であります。差引額は1億

1,199万9,960円となり、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支においては8,184万7,960円の黒字決算となったところであります。

歳入における自主財源比率は27.5%、依存財源比率が72.5%と依然としてこの依存体質は続いています。より有利な財源確保に努めるとともに限られた財源をいかに有効かつ効率的な事務事業をとり行うか、このことに徹し村づくりに取り組んできました。

歳出における目的別歳出状況から、対前年度比で農林水産業費33.8%減、商工費35.2%減、土木費31.7%減、消防費42.3%増、教育費17.4%増、災害復旧費47.6%減、公債費55.8%増、諸支出金77.8%増となっていて全体では0.6%の減少となっています。増加した科目につきましては、消防費は無停電装置の設置と都留市消防署道志出張所職員2名の退職金となります。教育費は給食センターの改修費となります。公債費は過疎債等の増額となっています。諸支出金は公共施設整備のための積立金となります。減少した科目につきましては、農林水産業費はまきボイラーの整備が完了したものです。商工費におきましては道志の湯の改修が完了したものです。土木費は村道2路線改良が完成したものであります。災害復旧費は、前年度に比べまして豪雨等による被災箇所が少なかったことによります。

このような予算配分の中において、道志村総合計画の示す政策に重点を置いた各種事業を取り込んでいます。防災対策としまして、防災備蓄倉庫、防火水槽、小型ポンプ積載車、防災施設の非常用発電機、土砂災害ハザードマップ、衛星携帯電話等の防災施設の整備と防災体制の充実を図りました。

医療、福祉、子育ての充実としまして、買い物ツアー、在宅福祉での食事サービス、理美容サービス等、自立支援介護給付事業、医療費助成事業、にっこりコール事業、学童保育の充実、保育所の加配保育士の配置、予防接種・インフルエンザ事業、子育て医療費の助成、不妊治療費助成、各種検診事業等の対策も取り込みました。

環境保全対策としましては、一般廃棄物処理、不法投棄の撤去、エコライフ促進事業等を実施しました。農地保全振興策としまして、各種事業による農道水路の基盤整備、耕作放棄地解消事業の導入等を行いました。森林振興策としまして、どうし森づくり基金による森林整備、広域林道の開設、林道の橋梁についての点検診断等も取り込みました。

観光振興策としまして、観光プロモーションDVD製作、公衆トイレ補修工事、観光ホームページの作成、登山道遊歩道整備等を行いました。これらの事業により、観光セットにも取り組んでおります。

あすを担う人材育成としまして、小中学校に村単教員の配置、語学指導のジェットプログ

ラム事業、スクールバス事業委託、高等学校就学助成事業等を取り込んでいます。

これらさまざまな事業の実施に当たりましては、財政負担を極力軽減した事業の実施を行っています。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書及び決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第2号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億7,389万9,964円、歳出総額は2億7,338万6,544円、差し引き残額は51万3,420円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費におきまして1,090万4,122円、保険給付費といたしまして1億5,785万9,662円、後期高齢者支援金といたしまして3,228万4,695円、介護給付金といたしまして1,595万1,278円、共同事業拠出金といたしまして3,381万1,834円、保健事業費といたしまして200万5,474円、繰出金等の小支出金といたしまして2,053万4,214円であります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしくお願いいたします。

引き続きまして、認定第3号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億897万6,657円、歳出総額は1億897万6,657円、差し引き残額はゼロ円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費といたしまして6,092万511円、医療費といたしまして4,497万7,636円、公債費といたしまして290万8,510円であります。

なお、詳細につきましては平成24年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 認定第4号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は8,443万1,724円、歳出総額は8,423万1,724円、差し引き残額は20万円となります。

主な事業といたしまして、8給水区にある施設の修繕費として677万892円、委託料として水道台帳等のシステム化1,754万5,500円、工事請負費1,489万9,500円が大きな事業であります。その他公債費の元利合計2,376万6,955円などであります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書歳入歳出決算事項別明細書及び決算状況資料のとおりでございます。

ご審議いただき、認定につきましてよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第5号 平成24年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は繰越金として13万8,326円、歳出総額は一般会計繰出金として13万8,326円であり、本会計は差し引き残額ゼロ円となります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書歳入歳出決算事項別明細書及び決算状況資料のとおりでございます。

ご審議いただき、認定につきましてよろしくお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第6号 平成24年度道志村介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億8,490万2,789円、歳出総額は1億8,032万7,232円、差し引き残額は457万5,557円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費といたしまして401万1,874円、保険給付費といたしまして1億6,379万1,518円、地域支援事業費といたしまして812万4,188円、基金積立金といたしまして94万7,622円、償還金の諸支出金といたしまして345万2,030円、次年度への繰越金といたしまして457万5,557円であります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料の

とおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

続きまして、認定第7号 平成24年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は371万9,559円、歳出総額は371万9,559円、差し引き残額はゼロ円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費の施設管理費といたしまして140万4,982円、同じく総務費の一般会計繰出金といたしまして231万4,577円であります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口幹夫君） 認定第8号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億1,662万2,376円、歳出総額は1億1,661万2,376円、差し引き残額1万円でございます。

主な事業といたしまして、浄化槽施設28基5,722万円と設置済みの施設461基の維持管理費の2,814万167円などが大きな事業であります。その他公債費の管理合計1,421万5,160円などがあります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書歳入歳出決算事項別明細書及び決算状況資料のとおりでございます。

ご審議いただき、認定につきましてよろしく願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第9号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は4,172万4,463円、歳出総額は4,172万4,463円、差し引き残額はゼロ円であります。

主な歳出内容といたしましては、総務費といたしまして151万6,650円、後期高齢者医療負担金といたしまして3,959万751円、保健事業費といたしまして61万7,062円であります。

なお、詳細につきましては、平成24年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 以上の9案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、9案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより、認定1号から認定第9号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成24年度道志村一般会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第2号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第3号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第4号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第5号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成24年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第6号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成24年度道志村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第7号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成24年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第8号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第9号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 次に、日程第17、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度充実を図るための請願について議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員であります佐藤定三議員より要旨の説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 佐藤定三君。

〔10番 佐藤定三君 登壇〕

○10番（佐藤定三君） 請願の要旨について説明いたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について。

請願人は、南都留地区PTA協議会、会長、池谷欣寿さん、南都留地区公立小中学校長会、会長、中野訓和さん、南都留地区公立小中学校教頭会、会長、渡辺知男さん、山梨県教職員組合南都留支部、執行委員長、岩澤宏行さん。

請願事項は、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに

に、国庫負担割合を2分の1に復元すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

請願理由はお手元の請願書の写しをごらんください。

請願書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上で、請願の要旨説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案件を採決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（水越茂広君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は採決することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第18、発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について議題といたします。

提出者、大田博文議員からの提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君） 発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書。

2013年度の政府予算が成立いたしました。2011年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置に留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒や教員1人当たりの児童生徒が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高の望ましい学級規模」として26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えております。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出からの雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、是非とも、以下の事項を実施するよう要望します。

1、少人数制学級推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するための30人以下学級とすること。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

道志村議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第19、発議第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について議題といたします。

提出者、山口博康議員から提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口博康君。

〔3番 山口博康君 登壇〕

○3番（山口博康君） 発議第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫

緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを山村地域も市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされているといった実態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

道志村議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第20、発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書について議題といたします。

提出者、山口力議員の提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口力君。

〔7番 山口 力君 登壇〕

○7番（山口 力君） 発議第3号 道州制導入断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を

第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示せないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余議なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくりあげる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々道志村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

山梨県道志村議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（水越茂広君） 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（水越茂広君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（長田富也君） 平成25年第4回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提出いたしました諸案件につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、認定いただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の15日から16日にかけて、台風18号により降り続く大雨のため、道志村も土砂災害警戒対策地域になったため、村内全域を対象とし、早目の避難を心がけるよう避難準備情報を発令しました。この発令前に全職員は非常参集されておりまして、消防署及び消防団との連携により、避難所の開設、運営、情報の収集の体制をとりました。

被害状況は、公共施設においては河川災害1件と水路などの補修がありました。住民の方が強風にあおられて転倒し骨折された方が1名おります。住宅の屋根の一部損壊が1棟報告されております。

なお、会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご指摘、ご提言などにつきましては、それを十分留意いたしまして、今後とも村民の安全・安心を念頭に適正かつ効率的な村政運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、引き続きご支援とご指導賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎閉議の宣告

○議長（水越茂広君） これで本日の日程は全て終了しました。本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（水越茂広君） これをもって、平成25年第4回道志村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦勞さまでございました。

(午後3時27分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
